

1 子ども・子育て

管理 番号	区 分	提案	団体名	全国市長会意見
33	B	幼保連携型認定こども園の 保育教諭の経過措置規定に 関する見直し	九重町	提案団体の提案の実現に向け て、積極的な検討を求める。
194	B		豊中市	
230	B		館山市	
276	B		九州地方知事会、大分県	
55	B	一時預かり事業(幼稚園型) の人員配置基準の緩和及び 幼稚園免許更新対象者の拡大	南房総市、水戸市	提案団体の提案の実現に向け て、十分な検討を求める。
130	B	児童養護施設に配置すべき 職員の数に幼稚園教諭を含 めることができるよう見直 し	鳥取県、滋賀県、京都府、 大阪府、堺市、兵庫県、 神戸市、和歌山県、徳島 県、中国地方知事会、将 来世代応援知事同盟	提案団体の提案の実現に向け て、十分な検討を求める。
54	B	家庭的保育事業等における 連携施設に関する要件の見 直し	さいたま市	提案団体の提案の実現に向け て、積極的な検討を求める。
274	B		特別区長会	
34	B	放課後等デイサービスの利 用対象を専修学校に通う児 童まで拡大する見直し	東大阪市	提案団体の提案の実現に向け て、積極的な検討を求める。
228	B	保育所型事業所内保育事業 の受入れ児童の対象年齢の 拡充等	沖縄市	提案団体の提案の実現に向け て、十分な検討を求める。
211	B	共同保育の実施可能日の拡大	大阪市、兵庫県、神戸市、 和歌山県、鳥取県、徳島 県	提案団体の提案の実現に向け て、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現 行規定により対応可能」となっ ているが、十分な周知を行うこ と。

1 子ども・子育て（続き）

管理 番号	区 分	提案	団体名	全国市長会意見
180	A	療育手帳の交付決定権限の都道府県から児童相談所を設置している中核市への移譲	兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、明石市、鳥取県、徳島県、関西広域連合	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、既に児童相談所を設置している中核市については、新たな事務負担が生じることのないよう配慮すること。
198	B	子ども・子育て支援新制度における保育士等の処遇改善に係る制約の見直し	静岡県、神奈川県、浜松市、沼津市、三島市、伊東市、富士市、藤枝市、御殿場市、袋井市、湖西市、牧之原市、長泉町、吉田町	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
210	B	育児休業等の期間延長に係る手続の見直し	大阪市、京都市、堺市、箕面市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

2 街づくり、土地・施設の有効活用

管理 番号	区 分	提案	団体名	全国市長会意見
48	A	農地中間管理事業に係る制度の見直し	青森県	提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、手続の簡素化に向け、対応を求める。
102	B		秋田県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村	手続の簡素化に向け、対応を求める。
103	B		秋田県、青森県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村	
116	B		群馬県、福島県、栃木県、新潟県	
181	B		兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	
227	B		栃木県、新潟県	
284	B		九州地方知事会	
122	B		土地改良事業に係る受益地の変更要件等の明確化	
35	B	公立社会教育施設について地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局への移管を可能とする見直し	名張市	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

2 街づくり、土地・施設の有効活用（続き）

管理 番号	区 分	提案	団体名	全国市長会意見
292	B	指定管理者制度の対象施設 の見直し	浜松市、裾野市	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現 行規定により対応可能」となっ ているが、事実関係については 提案団体との間で十分確認を行 うべきである。
305	B	公立大学法人の所有する土 地等の第三者貸付要件の見 直し	指定都市市長会	提案団体の意見を十分に尊重さ れたい。 なお、所管省からの回答が「現 行規定により対応可能」となっ ているが、文書により十分な周 知を行うこと。

3 医療・福祉

管理 番号	区 分	提案	団体名	全国市長会意見
14	B	火葬場の設置・運営に係る 広域化・官民連携のための 見直し	富山市	提案団体の提案の実現に向け て、積極的な検討を求める。
15	B			
49	B	介護認定に係る調査事務を 委託する際の職員の資格要 件の見直し	所沢市	提案団体の提案の実現に向け て、積極的な検討を求める。
319	B		那覇市	
67	B	介護予防・日常生活支援総 合事業の事業所指定方法の 見直し	砥部町、今治市、新居浜 市、西条市、大洲市、伊 予市、四国中央市、西予 市、東温市、久万高原町、 内子町、伊方町、松野町、 鬼北町、愛南町	提案団体の提案の実現に向け て、十分な検討を求める。
52	B	重度訪問介護の訪問先の見 直し	さいたま市	提案団体の意見を十分に尊重さ れたい。
169	B	介護保険における施設移転 に係る住所地特例の見直し	兵庫県、多可町、滋賀県、 京都府、堺市、神戸市、 和歌山県、鳥取県、徳島 県、兵庫県町村会	提案団体の提案の実現に向け て、積極的な検討を求める。
170	B	介護老人保健施設等に係る 未利用国有地の貸付の対象 施設の見直し	兵庫県、京都府、大阪府、 和歌山県、鳥取県、徳島 県、京都市、神戸市、関 西広域連合	提案団体の提案の実現に向け て、積極的な検討を求める。
7	B	へき地における管理薬剤師 の兼務許可要件の見直し	萩市	提案団体の提案の実現に向け て、積極的な検討を求める。
74	B	食品の特別用途表示の許可 申請に係る都道府県經由事 務の廃止	愛知県	提案団体の提案の実現に向け て、十分な検討を求める。

4 マイナンバー

管理 番号	区 分	提案	団体名	全国市長会意見
290	B	郵便局員による本人確認と マイナンバーカード交付事 務に関する見直し	大村市	提案団体の意見を十分に尊重さ れたい。
8	B	マイナンバーによる情報連 携の項目追加等について	広島県、広島市	提案団体の提案の実現に向け て、十分な検討を求める。
297	B		相模原市	
207	B	再発行事務におけるマイナ ンバー記入の廃止	各務原市	提案団体の提案の実現に向け て、積極的な検討を求める。
208	B			
209	B			
316	B		今治市	
20	B	マイナンバー利用と個人情 報保護の両立	豊田市	提案団体の提案の実現に向け て、積極的な検討を求める。
31	B		千葉県、神奈川県	
156	B		郡山市	

5 消防・災害対策等

管理番号	区分	提案	団体名	全国市長会意見
6	B	地方公共団体が実施する災害時飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練時の規制の見直し	川口市	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行制度下においても対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。
216	B	災害救助法に基づく借上型応急仮設住宅の供与に関する見直し	熊本市	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。
196	B	災害援護資金の貸付制度の見直し	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町	提案団体の意見を十分に尊重されたい。
212	B		熊本市	
17	B	産業廃棄物処理施設の設置者における特例の対象となる一般廃棄物及び処理施設の拡大	袋井市	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。
214	B		熊本市	
308	B		指定都市市長会	
78	B	消防団員等が消防車両を運転する際の特例制度の創設	鳴沢村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

6 技術の活用

管理 番号	区 分	提案	団体名	全国市長会意見
13	B	電子マネーを利用した公金の収納を可能とする見直し	広島市、広島県	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。
96	B		埼玉県、東京都、所沢市、狭山市、坂戸市、川越市、伊奈町、美里町、小鹿野町	
200	B		茨城県、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、栃木県、群馬県、新潟県	
163	B	搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験に係る運転免許要件の明確化	横浜市	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。
223	B	高等学校の遠隔教育におけるオンデマンド型授業の実施に係る見直し	高知県、愛媛県	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。

7 公園の利活用

管理 番号	区 分	提案	団体名	全国市長会意見
224	B	国定公園の指定日前から存在する建築物の許可基準の見直し	菰野町、三重県	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
166	A	国立公園の集団施設地区において保養所等を公園事業（宿舎）として認める要件の明確化及び認可権限の都道府県知事への移譲	兵庫県、滋賀県、京都府、徳島県	意見なし

8 地域交通

管理 番号	区 分	提案	団体名	全国市長会意見
32	A	鉄道事業・一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績報告等の提出先の国から都道府県への変更	千葉県	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
129	B	自家用有償旅客運送による少量貨物運送の手續・要件の見直し	鳥取県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、広島県、山口県、京都市	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。
289	B	市街化調整区域において区域運行事業等の用に供する施設を設置する場合の手續の見直し	全国知事会、全国市長会、全国町村会	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

9 その他

管理 番号	区 分	提案	団体名	全国市長会意見
106	A	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令の国から都道府県への権限移譲	山梨県	意見なし
109	B	旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金を私人へ委託可能とする見直し	大阪府、堺市、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。
120	B	建築士審査会の委員任期の条例委任	群馬県、茨城県、栃木県	意見なし
160	B	指定都市における人事委員会の必置の見直し	神戸市	提案団体の意見を十分に尊重されたい。
61	B	海区漁業調整委員会の補欠選挙の実施要件の見直し	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	提案団体の実現に向けて、積極的な検討を求める。
57	B	財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告の一元化	京都府、滋賀県、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町 大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	提案団体の実現に向けて、積極的な検討を求める。

10 フォローアップ案件

提案	団体名	全国市長会意見
放課後児童クラブに係る「従うべき基準」等の見直し	豊田市、うるま市、九州地方知事会、長洲町、岐阜県、本巣市、中津川市、全国知事会、全国市長会、全国町村会、出雲市、栃木県、松山市、広島市	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
学校給食費に係る児童手当からの特別徴収	伊丹市	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。
町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止	酒々井町、全国町村会	意見なし

11 全国市長会提案

管理 番号	区 分	提案	国土交通省 1次回答	全国市長会意見
296	B	市町村が地域の実情に応じて公園の設置を判断できるよう 枠付けの廃止・緩和	<p>開発行為において、公園等の設置を求めているのは、良好な住環境の形成や防災上の見地から開発区域内の利用者にとって必要な最低限の公共空地を確保するためであり、また、開発行為完了後も適切に管理される必要があることから、原則として市町村の管理に属するものとしている（都市計画法第39条）ところである。</p> <p>このような趣旨を踏まえると、提案団体が示しているような田畑は、一般的には公共空地としての役割を果たし得ず、民有地であることから開発行為完了後も周辺に存在し続けることが担保されていないことから、開発区域の周辺に単に田畑が存することをもって、公園等の設置を不要とすることは適当ではない。</p>	<p>良好な住環境の形成や防災上の見地から必要最低限の公共空地を確保する必要性は否定しないが、住民にとって利用価値が低く、また、自治体、住民とも維持管理に苦慮する小規模な公園等が多数設置されている現行制度を正当化し、その維持管理費用について、住民の負担を求め続けることが困難となっている。</p> <p>そもそも、本提案は、開発区域周辺に単に田畑が存することのみを前提とするものではない。現に追加提案団体の支障事例として、開発区域に隣接して緩衝緑地が存する場合や廃止した学校跡地を公園等として新たに整備する場合等も示されている。良好な住環境の形成や防災上の見地から必要最低限の公共空地を確保するためにも、これらの支障事例を十分に考慮した上で、提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

放課後児童支援員 関係条文

○児童福祉法

第34条の8の2第2項

市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

○平成26年厚生労働省令第63号

(職員) 第10条

放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。（略）
- 4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

○職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知平成27年5月21日、平成28年9月12日一次改正、平成29年4月3日第二次改正）

2 事業の実施

事業の実施に当たっては、次によること。…

(9) 放課後児童支援員等研修事業実施要綱…

I 放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）【後頁参照】

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインの概要

出典：厚生労働省HP

【「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）】

基本的考え方

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

研修内容等

事項	主 体	内 容
実施主体	都道府県	（都道府県が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可）
実施内容		
定員		1回の研修の定員は、おおむね100名程度までを想定（認定資格研修の効果に支障が生じない限り、都道府県の実情に応じておおむね100名程度を上回る定員の設定も可）
研修項目・科目及び時間数等		研修項目・科目、研修時間数等は、別紙のとおり（講義及び演習を合わせて24時間）（都道府県の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可）。授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるような工夫が必要。特に、講師の選定に当たっては、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。
研修期間等		1回の研修の期間は、原則として2～3か月以内で実施（都道府県の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内での実施も可） 研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫が必要。
研修教材		研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用
科目の一部免除		既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除が可能。

科目の一部免除
(続き)

- ① 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者
「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」、「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計4科目)
- ② 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者
「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計2科目)
- ③ 基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者
「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」(計2科目)

【免除の考え方】

○基準第10条第3項に規定する保育士又は社会福祉士の資格を有する者、学校教育法の規定により、小学校等の教諭となる資格を有する者については、国が定めた公的な養成課程において必要な科目を履修し、一定の資質が担保されているということを前提として、認定資格研修で受講したと同等の基礎的な知識等を既に有していると認められる科目についてのみ免除を行うこととし、放課後児童支援員として必要な専門性に係る知識及び技能の習得に関する科目については免除の対象としない。

既修了科目の
取扱

受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等やむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、認定資格研修を実施した都道府県は、受講者に対し「一部科目修了証」の発行が可能。

修了評価

研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があるが、都道府県は、例えば、1日単位でレポート又はチャェクシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認。

受講者が提出するレポート又はチャェクシートには、科目の履修又は認定資格研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことを想定しており、レポート又はチャェクシート自体に理解度の評価(判定)を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意。

実施手続

<p>受講の申込み及び受講資格の確認</p>	<p>都道府県は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、市区町村を經由させて、受講申込書を経由させて、受講申込書を提出させることも可能。その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認(各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等)を、市町村と連携及び協力して円滑に実施。 なお、基準第10条第3項第9号に該当するかの確認は、当該市区町村が認定したことの証しを添付させるなどの方法により実施。</p>
<p>受講者本人の確認</p>	<p>都道府県は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を実施。 なお、これらの確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報の周知が必要。</p>
<p>受講場所</p>	<p>原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県で、それ以外の者は現住所地の都道府県で受講。</p>
<p>修了の認定・修了証の交付</p>	<p>都道府県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定資格研修修了証」[賞状形式及び携帯用形式]を都道府県知事名で交付(委託は不可)。</p>
<p>認定等事務</p>	<p>認定者名簿の作成</p> <p>都道府県は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿」を作成。</p>
<p>認定者名簿の管理</p>	<p>都道府県は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備。</p>
<p>修了証の再交付等</p>	<p>都道府県は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更が生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続に対応。</p>
<p>認定の取消</p>	<p>都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合 ③ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など